

美浜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第7号

美浜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

美浜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年美浜町規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 会計年度任用職員に別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合(同表第8号、第9号、第12号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる場合にあつては、町長の定める会計年度任用職員に限る。)には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 会計年度任用職員に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合(同表第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、町長の定める会計年度任用職員に限る。)には、同表の期間欄に掲げる無給の休暇を与えるものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 会計年度任用職員に別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合(同表第8号、第9号及び第12号から第14号までに掲げる場合にあつては、町長の定める会計年度任用職員に限る。)には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 会計年度任用職員に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合(同表第2号から第5号までに掲げる場合にあつては、町長の定める会計年度任用職員に限る。)には、同表の期間欄に掲げる無給の休暇を与えるものとする。</p>								
<p>別表第1(第16条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="237 1252 741 1300">事由</th><th data-bbox="745 1252 1106 1300">期間</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="237 1303 741 1345">(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公</td><td data-bbox="745 1303 1106 1345">必要と認められる期間</td></tr></tbody></table>	事由	期間	(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公	必要と認められる期間	<p>別表第1(第16条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1133 1252 1637 1300">事由</th><th data-bbox="1641 1252 2002 1300">期間</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1133 1303 1637 1345">(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公</td><td data-bbox="1641 1303 2002 1345">必要と認められる期間</td></tr></tbody></table>	事由	期間	(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公	必要と認められる期間
事由	期間								
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公	必要と認められる期間								
事由	期間								
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公	必要と認められる期間								

<p>民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>		<p>民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	
<p>(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>	<p>(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>(4) 地震、水害、火災その他の災害又は</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>(4) 地震、水害、火災その他の災害又は</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>		<p>交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	
<p>(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(6) 会計年度任用職員の親族(町長の定める親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>町長の定める期間</p>	<p>(6) 会計年度任用職員の親族(町長の定める親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>町長の定める期間</p>
<p>(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>	<p>(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用す</p>	<p>(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用す</p>

	ることが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、町長の定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間		ることが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、町長の定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間	(9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
(10) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	(10) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(11) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度	(11) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度

	任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)		任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)
(12) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間	(12) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
(13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(勤務時間等条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。別表第2第3号ア及びウを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間	(13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(勤務時間等条例第8条の3第1項において子に含まれるものとされる者を含む。別表第2第3号ア及びウを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

<p>(14) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務し期間 ないことがやむを得ないと認められる 場合</p>	<p>1の年度において町長の定める</p>	<p>(14) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務し期間 ないことがやむを得ないと認められる 場合</p>	<p>1の年度において町長の定める</p>
<p>(15) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定</p>		

	<p>する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷2人以上の場合にあっては、10し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは</p>	<p>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が任用職員にあっては、その者の</p>

<p>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(17) 次に掲げる者(ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号並びに次表第1号及び第2号において「要介護者」という。)の介護その他の町長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、120日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>

ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で町長の定めるもの

(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のため必要と認められる期間
 めの骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

別表第2(第16条関係)

事由	期間
(1) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、町長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を	指定期間内において必要と認められる期間

別表第2(第16条関係)

事由	期間
(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の

<p>超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>			<p>規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から</p>
<p>(2) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>		
<p>(3) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>		
<p>(4) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>		

<p>(5) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>		<p>当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
		<p>(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合には、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
		<p>(3) 次に掲げる者(ウに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同</p>

	<p>病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号から第5号までにおいて「要介護者」という。)の介護その他の町長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で町長の定めるもの</p>	<p>でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
	<p>(4) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>

<p>任命権者が、町長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(5) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>(6) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に</p>	<p>必要と認められる期間</p>

	<p>基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
	<p>(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
	<p>(9) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

